

西東京市立けやき小学校シックスクール対策委

員会設置要綱

第1 設置

西東京市立けやき小学校（以下「けやき小学校」という。）の児童等の健康を確保し、学校施設における室内化学物質対策を検討するため、西東京市立けやき小学校シックスクール対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 検討事項

委員会は、教育長の依頼を受け、次に掲げることについて検討し、その検討結果を教育長に報告する。

- (1) けやき小学校の室内化学物質の削減・除去対策に関すること。
- (2) けやき小学校における室内化学物質の発生源の特定に関すること。
- (3) けやき小学校における室内化学物質の削減・除去作業後の安全性の確認方法に関すること。
- (4) けやき小学校新校舎への移転後の児童等の健康に関すること。
- (5) その他

第3 構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校医 1人以内
- (3) 学校薬剤師 1人以内
- (4) けやき小学校の児童の保護者代表 2人以内
- (5) けやき小学校校長
- (6) けやき小学校養護教諭
- (7) 教育委員会学校教育部長
- (8) 総務部建築営繕課長
- (9) 保健福祉部健康推進課長

第4 任期

委員の任期は、教育長が依頼した日から報告する日までとする。

第5 報償

委員会の委員のうち第3の(5)(6)(7)(8)(9)に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第6 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

第7 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会委員以外の関係者又は職員の出席、資料の提出を求めることができる。

第8 会議の傍聴

委員会の会議は、傍聴することができる。

傍聴の手続き等必要な事項は別に定める。

第9 庶務

委員会の庶務は、学校教育部教育庶務課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

西東京市立けやき小学校シックスクール対策委員会委員名簿

任期 平成 15 年 9 月 8 日から教育長に報告する日まで

選出区分	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	小 峯 裕 己	
	松 浦 宏 之	
学 校 医	湯 川 澄 江	
学 校 薬 剤 師	梅 田 茂	
けやき小学校の児童の保護者の代表	高 梨 浩 美	
	川 副 ま り 子	
けやき小学校校長	多々良 征四郎	
けやき小学校養護教諭	野 崎 純 子	
教育委員会学校教育部長	田 口 秀 幸	
総務部建築営繕課長	安 藤 俊 秋	
保健福祉部健康推進課長	相 原 昇	